

中部地方環境事務所後援等の承認取扱要領

平成17年10月 1日
改正 平成21年 9月 8日
改正 平成23年 4月 1日
改正 平成23年 5月23日
改正 平成29年 1月 5日
改正 令和 4年 2月17日
改正 令和 6年 4月23日

中部地方環境事務所長決定

講演会、講習会、展示会、普及・啓発運動その他の行事（以下「行事」という。）、映画、図書等に対し、中部地方環境事務所の後援、協賛、賛助、監修、推薦等（以下「後援等」という。）の名義の使用を承認する場合には、原則としてこの要領に定めるところによる。

1 後援等の種別

(1) 後援、協賛、賛助等

原則として、後援の名義は、2の承認の基準に照らして、中部地方環境事務所として行事の趣旨に賛同し、積極的に後援する価値があるものに使用することとし、これに準ずるものには協賛、賛助等の名義を使用するものとする。

(2) 監修、推薦等

原則として、監修、推薦等の名義は、2の承認の基準に照らして、中部地方環境事務所として映画、図書等の趣旨に賛同し、積極的に監修、推薦等をする価値があるものとする。

2 承認の基準

(1) 主催者（映画、図書等にあつては制作者等。以下同じ。）の制限

主催者が、次の各号のいずれか一つに該当するものであること。

- ア 国の行政機関（特殊法人、認可法人等政府関係機関を含む。）、国立大学法人及び独立行政法人
- イ 地方公共団体（公立大学法人、地方独立行政法人を含む。）

ウ 国際機関等

エ 公益社団法人又は公益財団法人（宗教法人を除く。）

オ 報道機関等

カ 行事の開催を目的として設けられた実行委員会又は組織委員会（その事務局がアからオの団体に置かれており、かつ、当該団体等の長又はそれに準ずる者が構成メンバーになっているものに限る。）

キ その他、上記各号に準ずると認められるもの

(2) 行事、映画、図書等の内容の制限

その内容が、次の各号に適合するものであること。

ア 中部地方環境事務所の所管行政の推進、普及又は啓発に積極的に寄与すること

イ 主催者又は特定の参加者が行事、映画、図書等（以下「行事等」という。）の実施等から直接利潤を得るなど、営利を主たる目的としないこと

ウ 行事等の収支計画が確実であって、その透明性が確保されていること

エ その目的が、中部地方環境事務所の管轄区域に係る国民一般を対象とするものであること。なお、対象者が制限されている場合においては、その対象者を通じて、広く啓発効果が見込まれる場合に限り認めることとする

オ 環境保全に寄与する行事等として、すでに広く一般に普及し、名義使用の承認による環境保全意識等の啓発効果がわずかしか認められないものでないこと

(3) 内容の制限に関する特例

前項の規定にかかわらず、中部地方環境事務所の所管行政に関連する内容の法令集等の図書であって、その社会的な有用性等から中部地方環境事務所長が特に必要と認めるものについては、監修の名義の使用を承認することができることとする。

(4) その他

(1) から (3) の基準によるほか、後援等の名義の使用を承認したことによって、いやしくも中部地方環境事務所の信用を失墜することがないように配慮すること。特に、次に掲げる事項には十分注意すること。なお、主催者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるもの、又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有している場合は、名義の使用を承認しない。承認後にこれが判明した場合は、直ちに承認を取消すものとする。

ア 主催者、役員等の関係者が信用し得る者であること

イ 行事の開催について、事故防止、地球温暖化対策、廃棄物対策、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていること

ウ 特定の企業、商品又はサービスの宣伝等に利用されないこと

エ 過去5年以内に、後援等の名義の不正使用及び虚偽の申請が認められた団体からの申請ではないこと

オ 行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努められているものであること

3 事務処理手続

(1) 申請

ア 行事の承認申請

当該行事における後援等の名義の使用を開始する少なくとも1か月前までに、中部地方環境事務所長あての申請書（別紙様式1）を、主催者から提出させることとする。

また、申請書には、次の事項を記載した書類を添付させなければならない。

(ア) 開催方法の概要（議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止、地球温暖化対策、廃棄物対策、公衆衛生対策、後援団体、入場料、参加予定人数等）

(イ) 収支予算書

(ウ) 主催者が2（1）ウからキに該当する場合には、主催者の定款、寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格、内容を示す書類

さらに、主催者が2（1）キに該当する場合は、以下①から③のいずれかの書類を提出させることとする

① 一般国民が参加可能な行事を実施した実績を示す書類など、承認申請に係る行事等を実施等する能力があると認められることが分かる書類

② 他省庁（地方支分部局を含む。）又は都道府県（政令指定都市を含む。）の後援等を得ている行事を実施した実績を示す書類

③ 2（1）アからキに該当する他の主催者とともに、承認申請に係る行事を実施する能力があると認められることを示す書類

(エ) 環境配慮計画を示す書類（環境省が公表している「イベントにおける環境配慮ガイドライン」を参考に作成）

(オ) 登壇者や発言者等に占める男性・女性の人数等を明らかにする書類

(カ) その他必要と思われる書類

イ 映画、図書等の承認申請

中部地方環境事務所長あての申請書（映画等にあつては別紙様式2、図書等にあつては別紙様式3）を制作者等から提出させるものとする。また、申請書には、次の事項を記載した書類を添付させなければならない。

(ア) 映画、図書等の内容がわかるもの及びその最終版の見本

(イ) 収支予算書

(ウ) 制作者等が2（1）ウからキに該当する場合には、制作者等の定款、寄附

行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格、内容を示す書類

さらに、制作者等が2（1）キに該当する場合は、以下の①から③のいずれかの書類を提出させることとする。

① 一般国民が鑑賞、閲覧可能な映画、図書等を制作等した実績を示す書類など、承認申請に係る行事等を実施等する能力があると認められることが分かる書類

② 他省庁（地方支分部局を含む。）又は都道府県（政令指定都市を含む。）の後援等を得ている映画、図書等を制作等した実績を示す書類

③ 2（1）アからキに該当する他の制作者等とともに承認申請に係る映画、図書等を制作等する能力があると認められることを示す書類

（エ）その他必要と思われる書類

（2）承認までの手続き

承認までの手続きは、次の各号によることとする。

ア 申請書は、主管課において受理するものとする。また、内容が複数の課に及ぶと思われる場合、総務課は主管課を指定することができる。

イ 承認の決裁は、以下のいずれかの方法で行うこととする。

（ア）所内連携会議（所長及び課長等で構成する会議をいう。）に諮った後、主管課において起案し、関係課等に合議の上、中部地方環境事務所長までの決裁を得ることとする。

（イ）所内連携会議に諮ることを省略し、主管課において起案し、関係課等の合議の上、中部地方環境事務所長までの決裁を得ることとする。この場合、例年後援等を行っている実績のある行事であって、主管課が本取扱要領の趣旨に照らして後援等をするのが適当と判断するもの（総務課が所内連携会議に諮ることが適当と判断する場合を除く。）に限る。

ウ イの決裁文書には、別に定める「中部地方環境事務所後援等承認チェックシート」にチェックマークを記入して、添付することとする。

エ 映画等に対する監修、推薦等の名義使用については、所内連携会議のメンバーの参加を求めて事前に試写等をし、主管課と総務課で検討を行い、その結果を中部地方環境事務所長に諮ることとする。

オ 図書等に関する監修、推薦等の名義使用については、主管課と総務課で事前に内容等について検討を行い、その結果を所内連携会議に諮ることとする。

カ 主管課は、承認の決裁を得られたときは、中部地方環境事務所長発出の回答文書（別紙様式4）により、申請者に通知することとする。

（3）条件の設定

承認に当たっては、一定の条件を設定した上で、これを行うことができることとする。ただし、条件を設定するときは、主催者の同意を得なければならない。

(4) 監督指導

承認後においても、主管課は、次の各号により、主催者を監督指導することとする。

ア 主催者が、この要領の趣旨に違反しないように常に注意すること。

イ 主催者が、本要領の趣旨に反する行為を行っていることが判明した場合には、主催者に対してその是正勧告をすること（違反する行為が行われている疑いがある場合は、現地調査等を行うこと。）。

ウ 主催者がイの勧告に従わない場合（緊急を要する場合には、直ちに）、承認を取消し、主催者に通知するとともに必要な措置を取ること。

エ 主催者が、開催方法等を変更したときは、これを遅滞なく報告させることとする。なお、変更部分が上記「2 承認の基準」に関するものである場合は、継続して承認するか否かの決裁を上記（2）の手続きに準じて行い、主催者へ回答すること。上記に該当しない場合は、中部地方環境事務所長に供覧すること。ただし、行事を中止することが社会的事情から見て適当と認められる場合は、主管課長に供覧するものとする。

(5) 結果の報告

主管課は、名義の使用後、速やかに主催者から結果報告書を提出させ、関係課に供覧することとする。

4 信越自然環境事務所、中部山岳国立公園管理事務所及び上信越高原国立公園管理事務所の取扱い

信越自然環境事務所、中部山岳国立公園管理事務所及び上信越高原国立公園管理事務所においては、その実情に応じ、本要領に準じた運用をすることとする。

(附則)

- 1 この要領は、中部地方環境事務所長決定の日から施行する。
- 2 施行日前に承認された後援等の名義に関する監督指導及び結果の報告並びに施行日前にされた後援等の名義の承認申請に係る承認に関する手続きについては、なお従前の例による。